平成２２年（フ）第５８４号
和歌山市松江北６丁目10番21号
債務者　ガレージタツミこと　南村光一郎（旧姓巽）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８８号
和歌山市小倉402番地の９
債務者　平　　康義
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５８９号
和歌山市松島24番地の５　リザーブハイツタニグチＣ号
債務者　寺下　昌紀
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５９７号
和歌山市黒谷439番地
債務者　堺　　繁之
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５９８号
和歌山市黒谷439番地
債務者　堺　　紀恵
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６０５号
和歌山市中之島510番地
債務者　新井　義知
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６１４号
和歌山県岩出市堀口32番地の２　シャルマンフジ岩出Ｉ605号、住民票上の住所和歌山県岩出市堀口32番地の２　605号
債務者　岡崎　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６２２号
和歌山市松島302番地の６　ディアスM207
債務者　上野山幾久子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２号
山口県下松市桃山町153番地
債務者　佐伯　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２０２号
山口県周南市慶万町４番20号　ビラ慶万303号
債務者　小川　和男
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２０３号
山口県周南市慶万町４番20号　ビラ慶万303号
債務者　小川由喜子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６６０号
静岡県浜松市南区安松町82番地の７　セレクトハイムⅢ102
債務者　柏木　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９９４号
名古屋市港区大西３丁目13番地　見田組社宅
債務者　永見　久義
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７４号
愛知県知多市八幡字宗作４番地
債務者　貞谷由紀子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０６号
神戸市東灘区本山北町１丁目７番６号本山グリーンハイツ204号
債務者　伊澤美奈子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３９号
神戸市兵庫区荒田町４丁目３番17号林方
債務者　居酒屋くつろぎこと　徳田喜美恵
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４０号
神戸市兵庫区荒田町４丁目３番17号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町４丁目８番８号
債務者　木戸　　喬
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部